

埼玉県報



埼玉県発行

目次

規則

○埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則 (改革推進課) 二

○埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 () 二

○埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則 () 二

○埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則 (温暖化対策課) 三

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (こども安全課) 四

○母子保健法施行細則の一部を改正する規則 (健康づくり支援課) 四

○埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築安全課) 五

○埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課) 五

○埼玉県財務規則の一部を改正する規則 (出納総務課) 五

○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部振興) 六

○平成二十一年度砂利採取業務主任者試験の実施(自然環境課) 六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施設 六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施設の変更に係る届出 (社会福祉課) 六

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施設の変更に係る届出 () 八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施設の変更に係る届出 () 八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施設の変更に係る届出 () 八

(社会福祉課) 八

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出 () 九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出 () 九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 () 九

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更に係る届出 () 一一

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 () 一一

○大規模小売店舗の変更に係る届出 (商業支援課) 一二

○会計管理者事務の一部委任告示の一部改正 (出納総務課) 一三

○県道川越所沢線の区域の変更 (川越県土) 一四

○開発行為に関する工事の完了公告 (川越建築安全センター) 一四

○ () 一四

○ (熊谷建築安全センター) 一四

○公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選管委) 一五

○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 () 一五

○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 () 一六

○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 () 一六

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 () 一九

○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消し () 一九

雑報

○川越市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る告示 (住宅課) 二〇

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則(昭和四十二年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七条の二文化振興課の項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 埼玉県文化芸術振興基本条例の施行に関すること。

第七条の四温暖化対策課の項第四号中「青空再生課」の下に「及び建築安全課」を加える。

第十三条建築安全課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 埼玉県地球温暖化対策推進条例の施行(建築物の新築等に係る環境への配慮)に関することに限る。()に関すること。

第十三条住宅課の項中第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の一号を加える。

十六 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関すること。

第百三十一条の十五中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく特定建築物環境配慮計画の受理、勧告等に関すること。

第百八十七条の表埼玉県特別職報酬等審議会の項中「報酬の」を「議員報酬の」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、第七条の二文化振興

課の項及び第百八十七条の表埼玉県特別職報酬等審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十一号

埼玉県規則第九十一号

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県本庁事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第四環境部の表温暖化対策課の項第三号部長専決事項の欄3及び4を削る。別表第四都市整備部の表建築安全課の項に次の一号を加える。

<p>八 埼玉県地球温暖化対策推進条例(以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第十九条第一項の規定に基づき、建築物対策指針を定めること。</p>
<p>2 条例第十九条第三項の規定に基づき、建築物対策指針の策定又は変更に係る公表をすること。</p>	

別表第四都市整備部の表住宅課の項第十号部長専決事項の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、4を3とする。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十二号

埼玉県地域機関連事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則
 埼玉県地域機関連事務の委任及び決裁に関する規則(昭和四十五年埼玉県規則第二号)の一部を次のように改正する。
 別表第二地方機関の表建築安全センター所長の項に次の一号を加える。

<p>十七 埼玉県地球温暖化対策推進条例(以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第二十条第一項の規定に基づき、特定建築主から特定建築物環境配慮計画を受理すること。 2 条例第二十一条の規定に基づき、特定建築主から特定建築物環境配慮計画に係る工事完了の届出を受理すること。 3 条例第五十四条の規定に基づき、特定建築主に対して必要な報告又は資料の提出を求めること。 4 条例第五十五条第一項の規定に基づき、職員に、特定建築主の事業所その他必要な場所に立ち入り、設備、書類等の物件を検査させ、関係者に質問させること。</p>	<p>1 委任された事務に関し、立入検査をする職員に対し、条例第五十五条第二項に規定する身分を示す証明書を交付すること。 2 委任された事務に関し、条例第五十六条の規定に基づき、報告すること。 3 委任された事務に関し、条例第五十七条第一項の規定に基づき、条例第五十六条に規定する報告を受けた者が、その報告に従わなかつた旨を公表すること。</p>
--	--	---

附 則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第九十三号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則(平成二十一年埼玉県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(連鎖化事業者に係る定型的な約款の定め)

第四条 条例第十二条第二項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる加盟者が設置する事業所において排出する温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ エネルギーの使用の状況の報告に関する事項
 - ロ 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項
- 二 前号に掲げる温室効果ガス以外の温室効果ガス 次のイ及びロに掲げる事項
 - イ 温室効果ガス(エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素を除く。ロにおいて同じ。)の排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項
 - ロ イの報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百四十三号)別表第七から別表第十二までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項
- 2 連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範若しくは手引書に前項各号に規定する事項に関する定めがあつて、当該事項を遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に当該各号の定めがあるものとみなす。

第十二条第二号中「埼玉県環境部温暖化対策課」を「各建築安全センター(所管区域内の建築物に係るものに限る。)」に改める。

第二十六条第一項第一号中「直吹き形でウィンド形又はウォール形のもの及び」

ら適用し、同日前の措置に要した費用の徴収については、なお従前の例による。

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十六号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則(昭和三十六年埼玉県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

(敷地面積の規模)

第十三条の二 令第三百三十六条第三項ただし書(令第三百三十六条の十二第二項において準用する場合を含む。)の規定により知事が規則で定める規模は、近隣商業地域又は商業地域について、五百平方メートルとする。

附則

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

2 改正後の第十三条の二の規定は、この規則の施行の日以後の建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第五十九条の二第一項の規定による許可の申請に係る建築物について適用する。

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十七号

埼玉県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表二四の項中「六一・九七」を「六三・一〇」に、「二三三」を「三〇四」に改め、同表四六の項中「三九・八六から五一・一七まで」を「三七・四五から五八・〇九まで」に、「二二四八」を「二三六九」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。ただし、別表二四の項の改正規定は、同年十一月一日から施行する。

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第九十八号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八十一条第二項第三号中「第六十七條の五」を「第六十七條の五第一項」に、「第六十七條の十一」を「第六十七條の十一第二項」に改め、「(日本郵政公社を含む。)」を削る。

第九十二条中「第六十七條の六」を「第六十七條の六第一項」に改める。

第九十三条第一項中「第六十七條の七」を「第六十七條の七第一項」に改め、同条第二項第三号中「第六十七條の五」を「第六十七條の五第一項」に改め、「(日本郵政公社を含む。)」を削る。

第一百一条第二項中「第六十七條の五」を「第六十七條の五第一項」に、「第六十七條の十一」を「第六十七條の十一第二項」に改める。

第二百九条第一項の表警察署の項を次のように改める。

警察署	所長	同
	会計課長(会計課長を置かない警察署にあつては会計係長)	同

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八十一条第二項第三号の改正規定(「(日本郵政公社を含む。)」を削る部分に限る。)及び第九十三条第二項第三号の改正規定(「(日本郵政公社を含む。)」を削る部分に限る。)は、平成二十一年十月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千二百九十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地区振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千二百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十

一 指定医療機関

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年九月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さやまアグリファームゆりしず
- 三 代表者の氏名
黒川 進
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県狭山市富士見二丁目二十七番二十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、農業を通して団塊の世代や高齢者・若い世代の生きがいを提

供し、狭山市の農業の活性化により狭山市の価値を高めていくことを目的とする。

埼玉県告示第千二百九十七号

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、平成二十一年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

- 平成二十一年九月二十九日
- 埼玉県知事 上田清司
- 試験期日
平成二十一年十一月十三日(金) 午前十時から十二時まで
- 二 試験場所
さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号
- 埼玉会館7A会議室
- 三 受験手続
イ 受験願書の入手方法
埼玉県環境部自然環境課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十一年十月一日(木)から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

ハ 受付期間

平成二十一年十月五日(月)から十四日(水)まで(期間内消印有効)

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇―九三〇―さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県環境部自然環境課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目

イ 砂利の採取に関する法令
ロ 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五条において準用する場合を含む。)の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

二
指定施術者

氏名	住所	施設名称	所在地	開設者	指定年月日
埼玉友ククリニック	越谷市相模町三―二―七―一	医療法人社団医山会			平成二十一年 八月 二日
川口駅前こころのクリニック	川口市川口三―丁四―番街四号棟F	鈴木 伸一			平成二十一年 九月 一日
堀 中 医 院	越谷市越ヶ谷三―一―二六	堀中 俊孝			平成二十一年 八月二十一日
おおさとファミリークリニック	越谷市大聖新田一九三―一―大聖メデイカルプラザ2F	鈴木 一隆			平成二十一年 九月 一日
きたずみ内科クリニック	越谷市赤山町二―二三五―一	北角 嘉徳			平成二十一年 九月 一日
川口認知症往診クリニック	鳩ヶ谷市南二―〇―四 和光マンション一〇二	小越 毅章			平成二十一年 九月 一日
なかた呼吸器科内科クリニック	桶川市倉田字西窪台二五五―五	中田 正幸			平成二十一年 八月二十六日
ハート 歯科クリニック	春日部市上蛭田二五七―二	油井 聡史			平成二十一年 九月 二日
医療法人社団崇寿会 ふじかわ歯科医院	草加市青柳五―二二―二八 二F	医療法人社団崇寿会			平成二十一年 八月 一日
けやき通り 歯科医院	八潮市中央一―二九―七	小林 克也			平成二十一年 四月 一日
立 川 歯 科	比企郡ときがわ町番匠六五五―一	神田 禎則			平成二十一年 八月 一日
稲垣薬局	熊谷市石原三―二二―七	株式会社三祐産業			平成二十一年 九月 一日
ナガタ薬局 深谷上野台店	深谷市上野台二八七〇―二	株式会社ナガタ薬局			平成二十一年 八月 七日
なごみ薬局	上尾市原新町五―九	有限会社エープラン			平成二十一年 九月 一日
株式会社アリス薬局	八潮市八潮一―二八―七	株式会社アリス薬局			平成二十一年 八月二十一日
株式会社アリス薬局	三郷市早稲田四―一四―六	株式会社アリス薬局			平成二十一年 八月 一日
あおぞら薬局 藤金店	鶴ヶ島市藤金三〇四―二	有限会社ユニメデイカル			平成二十一年 九月 一日
みどりの森薬局	入間郡三芳町北永井九九七―七	グリーンファーマシー株式会社			平成二十一年 八月 一日
にこにこ薬局	大里郡寄居町用土五四〇二―七	有限会社TKファクトリー			平成二十一年 五月 一日
つばさ薬局	北葛飾郡鷺宮町東大輪二二七六―一	株式会社メデイカルプランニング			平成二十一年 九月 一日
壮幸会 行田訪問看護ステーション	行田市持田字東谷三九三―三	医療法人社団幸会			平成二十一年 九月 八日
訪問看護ステーションゆりの木草加	草加市氷川町二―四九―三 一F	医療法人社団和啓会			平成二十一年 八月 十一日
訪問看護ステーションはるかぜ	久喜市東二―二八―二七	株式会社サンセット・シニアーズ			平成二十一年 八月 一日

四方 公平	わかば接骨院	足立区鹿浜五―二四―一―一〇八	平成二十一年 八月 七日
岸田 公一	岸田あさばの整骨院	坂戸市浅羽野一―一八―二F	平成二十一年 八月 七日
末原 秀雄	すえはら接骨院	富士見市西みずほ台二―二一九	平成二十一年 八月 三日
堀切 崇弘	ハートフル鍼灸接骨院	さいたま市南区曲本一―四―一三土屋第二ビル三〇一号	平成二十一年 四月 一日
多田 茂充	さくらだ接骨院	北葛飾郡鷺宮町桜田三―一―四	平成二十一年 八月 十七日
城間 富一	らいふマッサージ治療上尾店	上尾市愛宕一―二―七 NK上尾ビル四〇一	平成二十一年 八月二十五日

埼玉県告示第千二百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
堤歯科・小児歯科クリニック 医療法人正博会 清水歯科医院	名称 所在地	堤歯科医院 川口市棒松一八八六一	堤歯科・小児歯科クリニック 川口市新堀町三―二

二 指定施術者

名称	変更事項	変更前	変更後
諸岡 尚浩	所在地	幸手市緑台一―六八― 二二三	幸手市幸手二〇五一― 四

埼玉県告示第千三百号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
ふじかわ歯科医院	草加市青柳五―三―二八	平成二十一年 七月三十一日
けやき通り歯科医院	八潮市中央一―二九―七―二〇	平成二十一年 九月 四日
アリス薬局	三郷市早稲田四―一四―六	平成二十一年 七月三十一日
アリス薬局	八潮市八潮一―二八―七	平成二十一年 七月三十一日

二 指定施術者

名称	住所	施設		廃止年月日
		名称	所在地	
木藤 圭一		筋肉堂 整形外科	富士見市勝瀬一四六三―一〇一	平成二十一年 五月三十一日
河田 渉		グリーンはりきゅう整形外科	草加市谷塚町五六五―一―一〇―一―二	平成二十一年 八月 六日

埼玉県告示第千三百一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	辞退年月日
オーク坂戸歯科	坂戸市日の出町二―一五	平成二十一年 九月 十七日
神川 歯科	児玉郡神川町植竹四九〇―一二	平成二十一年 九月 七日
青葉会西川歯科	川口市並木二―二―一三 中田ビル三F	平成二十一年 九月 十四日

埼玉県告示第千三百二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	休 止 年 月 日
医療法人 岡部マタニティレディースクリニック	東松山市和泉町一―三八	平成二十一年 七月 一日

埼玉県告示第千三百三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項において

その例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

ゆりのの 木草加 指定居宅介護支援事業所 ひまわり狭山	草加市氷川町二一四九一三一F 狭山市狭山台一八八一	居室介護 介護予防居室療養管理指導 居室介護 居室療養管理指導 介護予防通所介護 通所介護 介護予防通所介護 通所介護 介護予防通所介護 通所介護 短期入所療養介護 介護予防通所介護 通所介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 認知症対応型共同生活介護	医療法人社団和啓会 医療法人森田クリニック 株式会社ウァティ 株式会社介護NEXT 医療法人社団信悠会 医療法人社団満寿会 特定非営利活動法人友結会 アルファスタッフ株式会社	平成二十一年九月一日 平成二十一年八月一日 平成二十一年五月十日 平成二十一年七月一日 平成二十一年九月二日 平成二十一年九月七日 平成二十一年九月一日 平成二十一年八月六日
--------------------------------	------------------------------	--	--	--

埼玉県告示第千三百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。から、次のとおり変更の届出があった。
平成二十一年九月二十九日
埼玉県知事 上田清司

名	称	項目名	変更前	変更後	サービスの種類
株式会社	ふれあい広場	所在地	新座市東北一六一一	新座市東北一六一一	居宅介護支援
居宅介護支援事業所	ポピー	所在地	坂戸市紺屋四〇三	坂戸市戸宮六〇九	居宅介護支援
株式会社	ふれあい広場	所在地	新座市東北一七一三	新座市東北二二九一二	特定介護予防福祉用具販売 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与

株式会社ふれあい広場 入浴サービスりぼん	所在地	新座市東北二一六一	福祉用具貸与
株式会社 ふれあい広場 ヘルパーシヨンスマイル	所在地	新座市東北二一六一	介護予防訪問入浴介護 訪問介護
介護 タクシー株式会社	名称	介護タクシー株式会社	介護予防訪問介護 訪問介護
		新座市東北二二九一二	訪問入浴介護
		新座市東北二二九一二	介護予防訪問介護 訪問介護
		ケアセンターえるぷえんて	介護予防訪問介護 訪問介護

埼玉県告示第千三百五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例による

ものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田 清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団康寧会 立川歯科医院 都幾川診療所	比企郡ときがわ町番匠六六五一一	介護予防居宅療養管理指導 居宅療養管理指導	平成二十一年 七月三十一日
指定居宅介護支援事業所 ひまわり狭山 ニチイケアセンター 千代田	狭山市狭山台一八一一森田クリニック内 坂戸市千代田四一一一五	居宅介護支援 介護予防通所介護 通所介護	平成二十一年 七月三十一日 平成二十一年 九月三十日

埼玉県告示第千三百六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十二号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日

届出の概要等

大規模小売店舗の名称及び所在地

サリアビル

久喜市中央一丁目一番二十号

埼玉県知事 上田 清司

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時

(変更後) 午前十時から午後九時

ただし、株式会社デイリーヤマザキ 二十四時間

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 駐車場一 午前九時三十分から午後九時三十分

駐車場二 午前九時三十分から午後十時

(変更後) 駐車場一 二十四時間

駐車場二 午前九時三十分から午後十時

ハ 変更年月日

平成二十一年十月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十一年九月十一日

二 縦覧期間

平成二十一年九月二十九日から平成二十二年一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年九月二十九日から平成二十二年一月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千三百七号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号(会計管理者事務の一部委任について)の

一部を次のように改正する。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県知事 上田清司

別表第一第九項第三号中「原符等」を「領収書等」に改め、同表第十一項中「所長」の下に「並びに警察署の署長」を加え、同項第一号中「並びに公営競技」を「、公営競技」に改め、「事故収入」の下に「並びに違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金」を加え、同項第四号中「原符等」を「領収書等及び違法駐車車両移動負担金に係る領収書」に改め、同項を同表第十二項とし、同表第十項の次に次の一項を加える。

<p>11 警察署の出納員(署長の職にある出納員に限る。)</p>	<p>一 違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金の収納及び保管を行うこと。 二 規則第四十条第二項に規定する領収書(違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金に係るものに限る。次項第四号及び別表第二第五項第二号において「違法駐車車両移動負担金に係る領収書」という。)の収納及び保管を行うこと。</p>
-----------------------------------	---

別表第二第三項第二号中「原符等」を「領収書等」に改め、同表第五項中「所轄所の出納員」を「所轄所(警察署を除く。)の出納員」に改め、同項第一号中「原符等」を「領収書等」に改め、同項を同表第六項とし、同表第四項の次に次の一項を加える。

<p>5 警察署の出納員(署長の職にある出納員に限る。)</p>	<p>警察署の分任出納員</p>	<p>一 違法駐車車両を移動した場合に徴収する負担金の収納及び保管を行うこと。 二 違法駐車車両移動負担金に係る領収書の収納及び保管を行うこと。</p>
----------------------------------	------------------	---

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十一年九月二十九日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年九月二十九日
 埼玉県川越県土整備事務所長 高沢清史

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	所沢市元町六一八番二から同市元町六一七番二まで		九・一〇〇 一五・〇〇〇	一三三・〇〇	新区間は県道所沢青梅線と重複する。
新	所沢市元町六一六番七から同市大字下安松字中横道北一五六六番三まで		七・八八〇 二六・〇〇〇	三二六七・〇〇	

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十一年九月二十九日
 埼玉県川越建築安全センター所長 若林祥文

比企郡吉見町大字下細谷字東上七九一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 越谷市宮本町三丁目七二番地一四二
 越谷宮本第二待機宿舍二〇二
 中村 裕志

若林祥文

一 許可番号
 平成二十一年九月十一日
 指令川建七第二二〇〇三〇二号
 二 検査済証番号
 平成二十一年九月十八日
 第二一〇〇九二号

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第百二十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十一年九月二十九日
 埼玉県熊谷建築安全センター所長 新藤巧

若林祥文

一 許可番号
 平成二十一年七月二十一日
 指令川建七第二一〇〇四六〇号
 二 検査済証番号
 平成二十一年九月十八日
 第二一〇〇九四号

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。
 平成二十一年九月二十九日
 埼玉県川越建築安全センター所長

若林祥文

三 開発区域に含まれる地域の名称
 入間郡毛呂山町若山一丁目八番五、
 一三、一四、一五、一六、二五の一部、
 二六の一部、四二
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 入間郡毛呂山町若山一丁目八―七
 野溝 田鶴子

新藤巧

一 許可番号
 平成二十一年九月二十四日
 指令熊建七第二一〇〇二二二号
 二 検査済証番号
 平成二十一年九月二十四日
 熊建七第百三十号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県川越建築安全センター所長

三 開発区域に含まれる地域の名称

北埼玉郡大利根町大字旗井字長沼一
 五五〇一一、一五五一一一
 北葛飾郡栗橋町大字伊坂五七一番地
 七 泉不動産 代表 渡辺 英子

した。
 平成二十一年九月二十九日
 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

埼玉県選挙告示第四百四十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項
 第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人春明会 みくに病院	春日部市下大増新田九七番地一
老人ホーム	社会福祉法人清寿会特別養護老人ホーム清寿園	春日部市大字内牧字谷向二〇七二番地
老人ホーム	社会福祉法人松仁会特別養護老人ホーム熊谷ホーム	熊谷市新堀一一四〇番地

埼玉県選挙告示第四百四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、
 次の政治団体から設立の届出があつた。
 (平成21年8月1日〜8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十一年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日		
将来の春日部を考える市民の会	西川 克己	小沼 龍夫	春日部市小淵四九三一一	平成二十一年 八月 十一日		
木村隆彦後援会	高橋徳太郎	八木秀太郎	秩父市中村町三一九一三二	平成二十一年 八月 十三日		
武政正雄後援会	武政 恵子	清水 高	本庄市児玉町金屋一〇一〇	平成二十一年 八月 二十日		
大日本秀皇社	山田 和喜	山口 雄司	児玉郡上里町七本木二〇三一一サングリーン和田山一〇三一一〇五号	平成二十一年 八月 十日		
チェンジ・チャレンジ高代未来の会	森田 泰弘	野口 イツ	南埼玉郡宮代町和戸四一一三一六	平成二十一年 八月 二十日		
西村しげゆき後援会	西村 繁之	宜保 盛和	三郷市鷹野四一三四一一一六〇二二	平成二十一年 八月 七日		
星野よしのり後援会	武藤 実	星野 友子	久喜市東二一一五一一二	平成二十一年 八月 十三日		
(ロ) 法第十九条の七第二項第二号に係る国会議員関係政治団体						
政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
大塚拓市町議会議員協議会	岩田 三司	小谷野 剛	入間市豊岡一一二三清水ビル一階	大塚 拓	衆議院議員	平成二十一年 八月 十四日

埼玉県選管告示第四百四十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があった。
(平成21年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

平成二十一年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(一) 政党の支部

政治団体の名称 異動事項

自由民主党庄和支部 主たる事務所の所在地

春日部市上柳二一五

旧

春日部市立野二二一

届出年月日 平成二十一年八月十日

(二) その他の政治団体

政治団体の名称 異動事項

未来の春日部を考える市民の会

新

旧

未来の春日部を考える市民の会

届出年月日 平成二十一年八月二十八日

埼玉葛土地改良政治連盟 主たる事務所の所在地

春日部市立野二二一

幸手市戸島二一五五

届出年月日 平成二十一年八月十八日

星野よしのり後援会 代表者

武藤 実

猪俣 勝太郎

届出年月日 平成二十一年八月十三日

会計責任者

星野 友子

吉田 とみ子

届出年月日 同 右

主たる事務所の所在地

久喜市東二一五二

久喜市東二一一八

届出年月日 同 右

埼玉県選管告示第四百四十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、
別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した
旨の届出があった。

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表す
る。
平成二十一年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

その他の政治団体

政治団体の名称

林 征一郎 後援会

解散年月日 平成二十一年七月七日

届出年月日 平成二十一年八月三日

その他の政治団体

政治団体の名称

埼玉県土地改良政治連盟荒川右岸支部

解散年月日 平成二十一年八月一日

届出年月日 平成二十一年八月十九日

武 政 正 雄 後援会

平成二十一年八月八日

届出年月日 平成二十一年八月二十日

西 村 し げ ゆ き 後援会

平成二十一年八月七日

届出年月日 平成二十一年八月七日

星 野 よ し の り 後援会

平成二十一年八月十三日

届出年月日 平成二十一年八月十三日

別記三

政治団体の名称 **林征一郎後援会**

報告年月日 平成21年8月3日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **埼玉県土地改良政治連盟荒川右岸支部**

報告年月日 平成21年8月19日

(平成14年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成15年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成16年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **武政正雄後援会**

報告年月日 平成21年8月20日

(平成17年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成18年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

資金管理団体の届出に係る公職の種類

三郷市議会議員

報告年月日 平成21年8月7日

(平成19年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成20年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成21年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成17年分)

政治団体の名称 星野よしのり後援会
報告年月日 平成21年8月13日

(平成17年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額
- ア 前年繰越額
- イ 本年収入額
- (2) 支出総額

(平成18年分)

- 1 収入・支出の総額
- (1) 収入総額

政治団体の名称 西村しげゆき後援会
資金管理団体の届出をした者の氏名

西村繁之

ア	前年繰越額	0円	(1) 収入総額	0円
イ	本年収入額	0円	ア	前年繰越額
(2) 支出総額	0円	イ	本年収入額	0円
(平成19年分)			(2) 支出総額	0円
1	収入・支出の総額		(平成21年分)	
(1) 収入総額	0円	1	収入・支出の総額	0円
ア	前年繰越額	(1) 収入総額	0円	
イ	本年収入額	ア	前年繰越額	0円
(2) 支出総額	0円	イ	本年収入額	0円
(平成20年分)		(2) 支出総額	0円	
1	収入・支出の総額			

埼玉県選管告示第百四十五号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があつた。

(平成21年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
西村繁之	三郷市議会議員	西村しげゆき後援会	三郷市鷹野四一三四一六〇二	平成二十一年八月七日

埼玉県選管告示第百四十六号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があつた。

(平成21年8月1日～8月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
西村繁之	三郷市議会議員	西村しげゆき後援会	平成二十一年八月七日	平成二十一年八月七日

平成二十一年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

平成二十一年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

雑報

川越市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。)第四十七条第一項の規定に基づき、川越市に代わって市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)の管理を次のとおり行うこととする。

平成二十一年九月二十九日

埼玉県住宅供給公社

理事長 水島 茂

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

川越市市営住宅条例施行規則(平成九年川越市規則第三十五号)別表に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

イ 法第三章の規定による市営住宅等の管理(家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。)

ロ 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務、その他前記イに付随する業務

四 管理を行う期間

平成二十一年十月一日から平成二十六年三月三十一日まで

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二(代表)
	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇四八―八二四―二二二(代表)
	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇四八―八六二―二九〇(代表)